

秋田県国土利用計画審議会 議事要旨

【日 時】 平成23年2月8日（火） 午後2時から午後3時10分

【場 所】 秋田地方総合庁舎 大会議室

【出席人数】 委員13名中10名出席

【審議内容】 秋田県土地利用基本計画の変更について

- 都市地域の拡大（大仙市1件）、
- 森林地域の拡大（にかほ市2件、三種町1件）
- 森林地域の縮小（北秋田市1件、由利本荘市1件、にかほ市1件、大仙市1件）

以上、秋田県土地利用基本計画の変更について審議した結果、原案に異議がない旨、知事に答申することで承認された。

【主な質疑、意見等】

○植林して森林地域を拡大する場合、農地転用手続きの必要はないのか。

→ 土地所有者は町であり、町の事業として、また、森林として整備するものであれば許可は不要である。

○新たに都市地域を拡大する際に、どのようにして境界を設定するのか。

→ 地形地物を原則としているが、地形地物でラインを引けない場合には大字による区域設定とする場合もある。

○新たに都市地域とする中仙地区の鍵見内駅東側を都市地域に含めない理由は。大仙市

→ 都市計画の基礎調査により市街化の動向を調査した結果、開発が進んでおらず、今後も市街化が認められないであろうと判断したもの。また、JR田沢湖線の東側は優良農地となっており、大仙市との協議では今後も圃場整備を進めていくとのことである。

○圃場整備後8年を経過すると農地転用が可能になるようであるが、それでも市街化は

進まない判断したのか。

→ 道路等の基盤も少なく、線路が東西一体利用の分断要素となっているため、また、農地法改正により規制強化も判断要素の一つとした。

市町村の農業振興地域整備計画に含まれる見込みからも今後は農用地として利用

されるものである。

○大仙市の都市計画区域に指定されると農地転用が可能となるのではないのか。

→ 集团的農用地として市町村の農業地域振興整備計画に含まれると簡単には農地転用とはならない。今後、もし用途地域として指定しようとしても農政担当課と調整する必要がある。

○都市地域と農業地域が重複後、用途地域を指定した場合は、制度上農用地を除外する必要があるが、特定用途制限地域の場合は除外する必要があるのか。

→ 除外する必要はない。その場合は二重の規制がかかることになる。

○都市計画区域の範囲にある農地は、環境への配慮もせず都市開発を進めていく事にはならないのか。

→ そもそも都市地域と農業地域が重複することで規制が緩和されるものではない。都市計画は開発だけでなく保全することも重要とされており、都市計画として保全する意思を示すために拡大するものである。

○森林縮小案件について事業区域と縮小区域は何故違うのか。また、資材置き場として利用しても、その後、放置した結果、自然と森林に戻り森林地域へ編入することは起こらないのか。

→ 事業区域とは林地開発許可を受けた範囲であり、縮小区域は実際に資材置き場となる範囲である。林地開発完了確認後に資材置き場として利用されているのであれば、その後の現場管理は出来ないが、ある程度状況把握する必要があると考えている。また、許可時点でそのような事にならないよう指導していく。